

市県民税(住民税)、所得税の申告はお済みですか

平成24年度(平成23年1月から12月末日までに得た所得)の申告受け付けは、3月15日(木)までです。

※土・日曜日を除く。

【受付時間】 平日の午前8時45分～午後4時(開場午前8時)

【受付場所】 市保健センター研修室(2階)

公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度に該当する方で、確定申告書を提出しない方は市県民税の申告が必要です。(市県民税の申告をしていたかどうかは、市県民税の各種所得控除が受けられません)収入が無い方でも、ご自分の扶養にもなっていない方は、市県民税の申告が必要になります。※国民健康保険税、介護保険料などの算定や各種証明書の交付の関係上、市県民税の申告を必ずしてください。

●申告に必要なもの

①印鑑

②給与、年金などの源泉徴収票原本(コピーは不可)

③所得税が還付になる場合は、本人の振込口座の分かるもの

④事業所得(営業、農業による所得など)、不動産所得のある方は、その収支内訳書

⑤領収書または支払証明書(医療費、国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料、生命保険料、地震保険料など)

●注意事項

1. 申告会場は大変混み合います。申告書をスムーズに提出していただくため、前もって次のことについて準備をお願いします。

・営業所得、農業所得、不動産所得などの申告をする方は、帳簿、

領収書などを整理し、収支内訳書を作成してお持ちください。

・医療費控除を受ける方は、平成23年中の支払いであることを確認の上、治療を受けた人、病院・薬局ごとに領収書を整理し、合計金額を算出してお持ちください。

※マル福、高額療養費、生命保険などの補填分は医療費控除の計算から差し引きますので、金額の分かるものも併せてお持ちください。

※介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、医療費控除対象額を明確にしておいてください。領収書に医療費控除対象額が明記されていない場合は、事前に施設などへ確認してください。

2. 所得税の確定申告書を提出した方は、市県民税申告書を提出す

る必要はありません。
3. 書類の不備、記入漏れなどがある場合は、受け付けできません。

※次に該当する申告は市役所での受け付けができませんので、税務署に申告してください。

- ・事業所得、不動産所得の収支内訳書を作成される方で、震災により被害を受けた事業用の資産がある場合。
- ・今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方。
- ・事業所得などの申告で収支内訳書を作成するのが困難な方。
- ・配当所得、土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告をされる方。
- ・平成22年分以前の所得税などの申告をされる方(更正の請求を含む)。

問い合わせ 【所得税】竜ヶ崎税務

署(〒301-8601 龍ヶ崎

市川原代町1182-5) ☎0

297-66-1303(自動音

声案内)、【市県民税】市税務課 ☎

内線1056-1059